

運営会議(旧 まちの課題整理プロジェクトチーム)における
課題整理状況
(第33回 全体会 資料)
2019/11/5

ぶんさつ
分冊⑥

そうだんしえん
【相談支援】

※課題No. 下の () 内は課題提出年度

No. (年度)	事例、問題提起、困りごと	課題
れい 例	<p>誰が何を困っているのか？</p> <p>〇〇が〇〇</p> <p>〇〇という事例</p>	<p>〇〇という課題がある</p> <p>〇〇が必要</p>
33 (H25)	<p>相談支援事業所の数を増やしてほしい。また各事業所の相談員の数も増員して、もっと相談を行うことができるような環境にしてほしい。そのため相談支援事業所への補助（委託運営費）などを充実してほしい。（手稲区4）</p>	<p>● 相談支援事業所の充実</p>

<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議 (旧まちの課題整理プロジェクトチーム) の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】</p>	<p>【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。また、委託相談支援事業改革推進プロジェクトとして検討した。 平成27年度から委託の相談支援事業所に増員等を開始。 ⇒常勤専任職員加算、有資格者加算の開始</p>	<p>主：相談支援事業</p>

No. ねんど (年度)	じれい もんだいていき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇というかだい 課題がある 〇〇がひつよう 必要
47 (H26)	<p>ようごしゃからのねぐれくとそつごしえんがっこうくやくしょつうほうした。がっこうさぎょうじよそうだんしえんじぎょうじよかか 養護者からのネグレクトで卒業支援の学校が区役所に通報した。学校や作業所、相談支援事業所などがもともと関わっていたが、かんけいきかんさんか だが、関係機関の参加がないまま対応の検討がなされた。(相談16)</p>	<p>しょうがいしゃぎやくたいぼうしほうしこうごさっぽろししょうがいしゃぎやくたいたい 障害者虐待防止法の施行後、札幌市の障がい者虐待 おうまにゆあるそたいおうけーす 対応マニュアルに沿って対応したケースがありました ふろーずそうだんつうほうとどけでくほけんふくしぶ た。フロー図では相談や通報、届出を区保健福祉部が うけつけあとしどうたいせいけんとうちょうさへこべつけーすかい 受付した後、初動体制検討や調査などを経て「個別ケー ぎひらか ス会議」が開かれることになっていますが、このケー かか ス関わりのあった相談支援事業所をはじめ関係機関は さんか 参加しないでけんとうえんじょほうしん 参加しないで検討され援助方針が決まってしまいました た。 かんけいきかんさんか 関係機関が参加できるのはどのような場合で、だれはん だん 断するのかを知りたいです。</p>

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が何をいつどのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】</p>	<p>【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。 その後プランに反映。 平成28年3月に、障がい者虐待防止ネットワークが設置。 【相談支援部会からの回答】 ・障がい福祉課で検討 【参考】 ・平成30年6月に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手引き」一部改訂について厚生労働省より通知 https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoken/fukushibu/0000211205.pdf ・札幌市の障がい者虐待対応マニュアルについては、平成26年度改訂が最後となっている。 ・令和元年9月9日に札幌市委託相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。</p>	<p>主：相談支援事業</p>

No. ねんど (年度)	じれい もんだいていき こま 事例、問題提起、困りごと	かだい 課題
れい 例	だれ なに こま 誰が何を困っているのか？ 〇〇が〇〇 〇〇という事例	〇〇というかだい 課題がある 〇〇がひつよう 必要
101 (H29)	<p>たしちょうそん けいかくあん そ じかんすう みと 他市町村では「計画案に沿った時間数」が認められていた が、札幌市では「支給審査基準」に基づいた支給量の時間数し か認められなかった。</p> <p>ぐたいてき たちょう てんにゆう しえんくぶん かた サービス 具体的には、他町から転入してきた支援区分4の方でサービ ス等利用計画案に関わらず、「身体介護80時間→35時間」、 「家事援助10時間→35時間」と変更になり、従来入っていた サービスが時間数の縛りを受け、入浴の回数を減らず、浴槽に 浸かる時間を短くするなどのサービスの見直しをかけることと なった。【東区】</p>	<p>サービス支給けつてい サービス等利用けいかくあん サービス支給決定にあたって、サービス等利用計画案 が十分に反映される仕組みになっていない。利用者の じじょう おう サービス等利用けいかくあん こうりよ こべつせ 事情に応じ、サービス等利用計画案を考慮した個別 性、柔軟性のある支給決定が認められるようにしてほ しい。</p> <p>また、適切なサービス等利用計画案が作成できるよ うにするため、相談支援事業所による計画相談を拡充 する必要がある。</p> <p>【東区地域部会の意見】 利用者の個別ニーズにたいおうするためには、相談支援 事業所、行政双方の専門性の向上が求められる。 サービス等利用計画案に係る検証については、障害 支援区分等認定審査会の活用等も検討する必要がある。 る。</p>

<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)としての見 解</p>	<p>結果</p>	<p>カテゴリ</p>
<p>誰が 何を いつ どのように</p>	<p>運営会議(旧まちの課題整理プロジェクトチーム)の見解を受けた結果、〇〇部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。</p>	
<p>【課題整理済】 ・支給審査基準はどこ<small>の</small>市町村にもあるが、札幌市<small>の場合</small>はその基準を超える場合の決定協議する場がないので、そのような協議をする場が必要。 ・相談支援部会としても、計画相談の推進について考えることになっているので、相談部会でも検討していく。 ・少なくとも必要だと言っても、基準通りの時間で決定される実態がある。</p> <p>※相談支援部会で検討</p>	<p>すべての障がい福祉サービス<small>の</small>支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会が設置され、重度訪問介護の個別の支給決定についても論点ひとつとなっている。</p> <p><u>平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。詳しい内容は以下参照。</u></p> <p>→ https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/documents/arikatakentoukai_ikensyo.pdf</p>	<p>主：相談支援</p>